

自立支援医療（精神通院医療）の経過的特例にかかる支給認定について
～一定所得以上（限度額 20,000 円）の「世帯」の方～

自立支援医療（精神通院医療）では、所得に応じて毎月の負担上限額が設けられています。
世帯の所得区分が一定所得以上で、高額治療継続者に該当する場合について、平成 27 年 3 月 31 日までは、経過的特例として自立支援医療の対象となっています。（自己負担上限月額：20,000 円）

平成 27 年 4 月 1 日以降について

一定所得以上で高額治療継続者に該当する場合の経過的特例の適用は、平成 27 年 3 月 31 日までとなっています。

今後、法改正等により延長される見込みとなっていますが、延長されない場合は、平成 27 年 4 月 1 日以降は、一定所得以上の世帯の方は、すべて自立支援医療（精神通院医療）の支給対象外となります。
(原則、医療保険による 3 割負担。)

今後の認定について（経過的特例が延長された場合）

- 有効期限に『経過的特例が延長された場合（経過的特例が延長されない場合）は平成 27 年〇月末日までとする』と記載がある場合

受給者証の有効期間に記載した経過的特例が延長された場合の期限を有効期限とし、ひきつづき自己負担上限額を 20,000 円とします。（平成 27 年 4 月 1 日以降も引き続き受給者証をお使いください。）

【表示例：経過的特例が延長された場合は、平成〇年〇月末日までとする。】

- 平成 27 年 4 月 1 日以降の有効期限となっており、平成 27 年 3 月 31 日までに再認定申請をされた場合

経過的特例が延長された場合でも、法制度の改正後の交付となりますので、お手元に届くまでに日数がかかります。

【参考：月額自己負担上限額】

生活保護世帯	市町村民税 非課税世帯 本人収入 80 万円以下	市町村民税 非課税世帯 本人収入 80 万円超	市町村民税 (所得割) 3 万 3 千円	市町村民税 (所得割) 3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満	市町村民税 (所得割) 23 万 5 千円以上
生活保護	低所得 1	低所得 2	中間所得 1	中間所得 2	一定所得以上
0 円	月額 2,500 円	月額 5,000 円	1 割負担 (医療保険の自己負担限度額まで)		制度対象外
			月額 5,000 円	重度かつ継続 月額 10,000 円	月額 20,000 円

※「世帯」とは、同じ医療保険に加入している方を範囲とします。

経過的特例の
対象となる方

※経過的特例の延長については、国からの通知等が出た段階で、別途当センターのホームページ等でお知らせします。

※ご不明な点がございましたら、宮崎県精神保健福祉センターまでお問い合わせください。
(申請手続きにつきましては、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。)

【宮崎県精神保健福祉センター】

電話番号 0985-27-5663

ホームページ <http://seihocenter-miyazaki.com/>